

「施設」から「家庭の暮らし」へ

# わたしたちの町に「フォスターホーム」を



0～2歳の赤ちゃんを短期間(数日～数ヶ月程度)  
ご自宅で預かってくださる方を募集します

上田市、佐久市、小諸市、東御市、坂城町、立科町、長和町、青木村が対象です

うえだみなみ乳児院では、乳児院などの施設で暮らす子どもが、家庭で暮らすことができるよう「フォスターホーム」の推進に取り組んでいます。  
乳児に限らず、子どもを預かっていただける方、大歓迎です。

“フォスターホーム”はうえだみなみ乳児院と一緒に歩み、子育てをする養育里親のことを言います。

★ 具体的なご相談でなくても、お気軽に下記連絡先へお問い合わせください ★



**うえだみなみ乳児院**  
上田原事務所 〒386-1102  
長野県上田市上田原1050

電話 0268-28-1192

メール [kateiyougo@keiroen.or.jp](mailto:kateiyougo@keiroen.or.jp)

WEB <http://nyujiin.keiroen.or.jp/>



うえだみなみ乳児院は長野県の里親支援事業を受託しています。(担当:県民文化部 こども・家庭課)

## 長野県の現状

様々な事情により、自宅で生活できない赤ちゃんが46名います。自宅で生活できない子ども達の多くは、地域から離れて乳児院などの施設で暮らさなくてはなりません。

長野県で一時的に実親から離れて乳児院で生活する乳幼児の数

46人

(H30.4.1 現在の人数)

## 地域で子どもを育てる

子ども達は地域の支えがあれば、慣れ親しんだ地域を離れずに住み続けることができます。その一つが「フォスターホーム」です。フォスターホームとは、一定期間自宅で預かり育ててくださるご家庭(養育里親)のことです。子どもの中には短期に限らず長期に渡って里親養育が必要なこともあります。

私たちは、一人でも多くの子ども達が「家庭」という環境の中で生活をし、地域社会の中でその子らしく成長していくことができるように「育ちのサポート」をしていきたいと考えています。

## フォスターホームになるためには

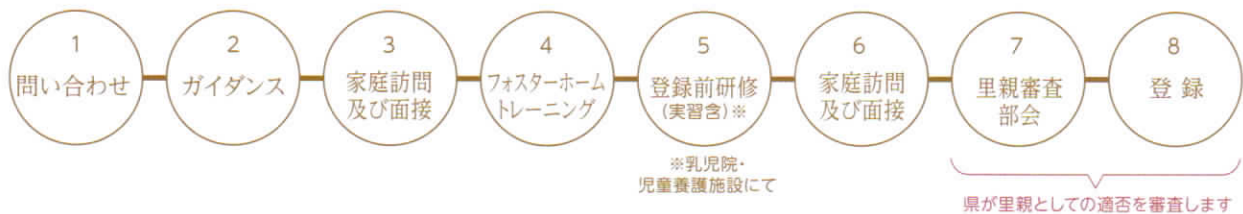
フォスターホームになるためには、特別な資格は必要ありません。子どもの養育についての理解・愛情をもっている等の要件を満たせば、どなたでも申し込むことができますが、長野県の養育里親として認定されることが必要です。フォスターホームの意義を充分理解するために、うえだみなみ乳児院独自の研修を受けていただきます。

## 養育里親とフォスターホームはどう違うの？

どちらも里親制度に基づく養育里親であることは変わりありません。子どもが安心して里親の家庭で暮らせるよう、児童相談所と連携して里親養育をサポートします。うえだみなみ乳児院と一緒に歩み、子育てをする里親をフォスターホームと呼んでいます。

## 養育里親になるまでの流れ

お問い合わせから登録まで一貫してうえだみなみ乳児院がサポートします。



## 経済的負担について

フォスターホームには、国や県の規定に基づき、子どもの養育費として里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

【“養育里親”とは】 児童福祉法の規定に基づいて、家族と暮らせない子どもを自分の家庭に迎え入れて、その成長をサポートする人を「里親」と言います。養育里親は、子どもを一定期間、自分の家庭に迎えて養育する里親です。長野県で生まれた全ての子どもが、家庭の中で成長していく、そんな当たり前の未来を目指して、わたしたちは日々活動しています。